

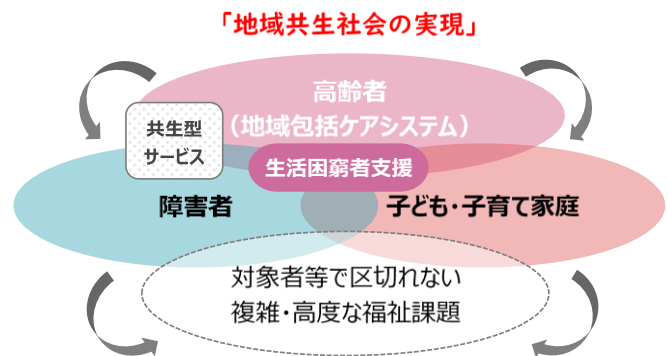
介護保険事業計画・高齢者福祉計画に関する国の動向

1. 本計画策定の背景

～地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現～

我が国において、2025 年は団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる年であり「5 人に 1 人が 75 歳以上」という超高齢社会が到来します。また、2040 年には団塊ジュニア世代（1971～74 年生まれ）が 65 歳以上となることもあり、高齢者は約 3,930 万人（高齢化率 34.8%）になると推計されています。この影響により、医療・介護・福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れ、現役世代の負担が重くなっていくことが見込まれています。

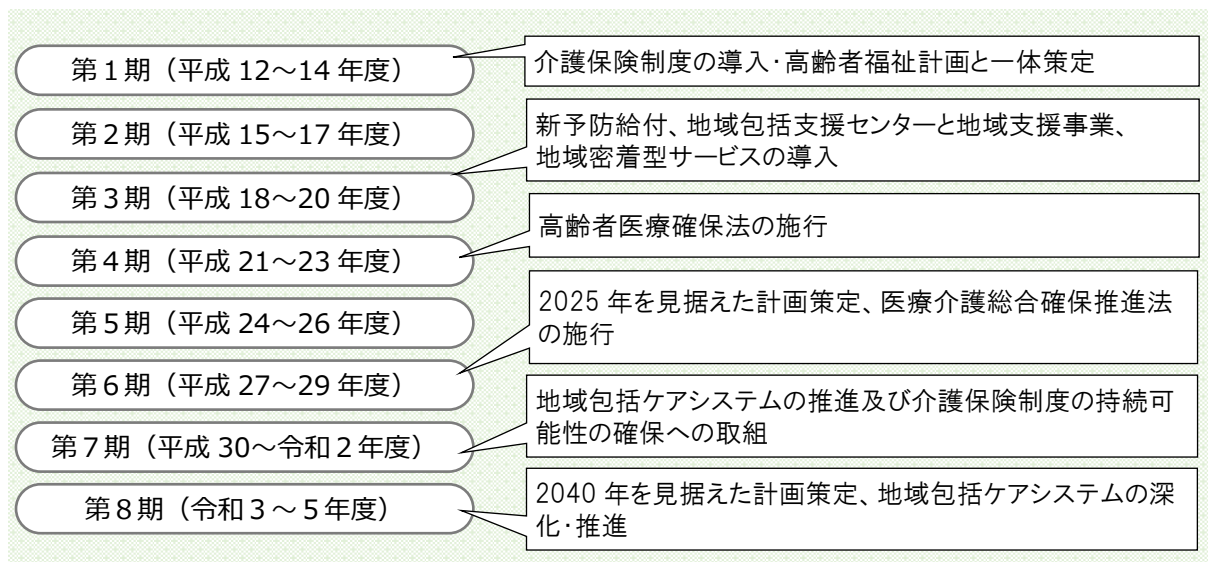
このような状況の中、我が国においては、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らせる地域や社会を創るという「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。



～これまでの介護保険事業計画・高齢者福祉計画～

現行計画である第 8 期計画では、第 6 期～第 7 期を踏まえ、地域包括ケアシステムをさらに推進した地域共生社会の実現へ向けた体制整備と、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組んでいます。

◆介護保険事業計画のこれまでの流れ



～これからの介護保険事業計画・高齢者福祉計画～

厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において、「介護保険制度の見直しに関する意見」が令和４年１２月２０日に取りまとめられました。

「介護保険制度の見直しに関する意見」の主な項目

■地域包括ケアシステムの深化・推進

- ①生活を支える介護サービス等の基盤の整備
- ②様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現
- ③保険者機能の強化

■介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保

- ①介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進
- ②能力に応じた負担の見直し
- ③制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し

令和５年２月２７日、同部会において計画策定の基本指針が審議され、上記意見等を踏まえ、以下の点が示されました。

第９期計画の基本指針のポイント

■基本的な考え方

- 第９期計画期間中に、団塊の世代が全員７５歳以上となる２０２５年を迎える。また、２０４０年には８５歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズが高まる。
- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための施策や目標を計画に定めることが重要である。

■見直しのポイント

- １．介護サービス基盤の計画的な整備
 - ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ②在宅サービスの充実
- ２．地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ①地域共生社会の実現
 - ②医療・介護情報基盤の整備
 - ③保険者機能の強化
- ３．地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進
 - ①介護サービス事業所の経営の協働化・大規模化、財務状況等の見える化
 - ②ICT やデータの利活用による業務効率化

現行計画の施策・事業の進捗と評価を実施して課題を検討する中で、「基本指針」を踏まえて、計画を策定していく必要があります。

《参考》第9期計画において記載の充実を検討すべき事項

1. 介護サービス基盤の計画的な整備	
○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性 ○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化	○サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性 ○居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性 ○居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	
○総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性 ○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進 ○認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組 ○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等 ○重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進 ○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進 ○高齢者虐待防止の一層の推進 ○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進	○地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性 ○介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備 ○保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実 ○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進	
○ケアマネジメントの質の向上及び人材確保 ○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進 ○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備 ○介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性	○介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用 ○文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化） ○財務状況等の見える化 ○介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

2. 計画策定のスケジュールについて

国の資料である「基本指針について」（令和5年2月27日時点）に記載のスケジュールによると、おおむね7月頃までに各種調査や給付実績等により市町村で次期計画に盛り込む内容を検討するとともに、8月頃に国から「推計ツール」が発出されるため、それ以降、計画に盛り込むサービス見込み量や保険料の設定を行うこととされています。

《参考》第9期計画の策定に向けたスケジュール(国提示)

